香	港	で	ビ	ジ	ネ	ス	を	行	う
た	め	の	イ	ミ	グ	レ	ー	シ	ョ
ン	コ	ン	プ	ラ	イ	ア	ン	ス	

メイヤー・ブラウン法律事務所

グレース・シー（Grace Shie）
メイヤー・ブラウン（Mayer Brown）法律事務所（ワシントンDC）パートナー。ワシントンDCおよびバージニア州弁護士。カリフォルニア大学バークレー校、ジョージタウン大学ロースクール卒業。主たる活動分野は雇用関係法、移民法など。５年間の香港事務所勤務経験がある。

はじめに

香港特別行政区（以下「香港」という）は、旅行者に非常に人気のある都市である。香港入境事務所（Hong Kong Immigration Department）によると、2013年には2億7700万人以上が香港を出入国した（2012年から3・6%の増加）。香港入境事務所は香港を出入りする人々の管理を行うだけではなく、ビザの発行や永住権の申請など、イミグレーションに関連する全てのサービスを統括している。

香港では、香港において就労ビザの申請をしてビジネスの拠点を有して活動をしようとするプロフェッショナルに対してオープンな政策を採用している。香港でビジネスを行う多国籍企業は、外国籍の従業員を雇用する際には香港移民条例（Hong Kong Immigration Ordinance）に従う必要がある。

外国人は、香港の永住権を保有していない限り、香港入境事務所から、香港で就労するための許可を得る必要がある。

通常は、香港の雇用主をスポンサーとして、香港入境事務所による就労ビザの発行を受けることとなる。香港入境事務所によれば、2013年には、2万8380名の外国人が香港政府の一般就労政策（General Employment Policy）に基づいて、香港における就労ビザを取得した。

本稿では、ビジネス訪問、就労ビザおよび投資スキーム等、香港でビジネスを行う会社および個人に主として利用されるビザの類型ならびに香港永住権取得の要件について概観する。

ビジネス訪問―活動内容の制約

香港は、150以上の国家に対してビザ免除による入境を許可している。このビザ免除プログラムにより、日本人であれば、ビザを取得することなく90日間香港に滞在することができる。

ビザ免除プログラムを享受する外国人は、数週間を要するビザ申請手続きを経ることなく、香港へ訪問者としての来訪することができるため、ビザ免除プログラムは、香港への訪問者（visitor）としての来訪を促進している。

しかしながら、訪問者としての来訪の場合には、香港において行うことが許容される活動が制限されることに留意が必要である。したがって、外国人が香港に訪問者として入境する際には、香港滞在中に許容される活動内容を把握しておく必要がある。

従業員を香港に派遣している多国籍企業から、ビジネス訪問者（business visitor）に許容される活動についての質問を受けることが多い。この点に関し、香港入境事務所は、ビジネス訪問者が香港においてビザなくして行うことができる活動として以下を掲載している。

- 契約の締結または入札への参加
- 商品または設備のインストール／梱包の検査または監督
- 展示会または貿易フェアへの参加（不特定の相手方に対する直接の物品の販売もしくはサービスの提供または展示会ブースの設置を除く）
- 和解またはその他の民事手続き
- 販売した商品または提供したサービスの説明
- 短期セミナーまたはその他の会議への参加

これらの範囲を超える活動については、原則としてビザが必要となる。例えば、ビジネス訪問の場合には、その滞在期間に関わらず、香港ベースの業務または研修を行うことができない。

日本人の従業員を香港に派遣しようとする多国籍企業は、当該従業員の香港における活動に必要なビザの種類を確認する必要がある。これは、当該従業員の香港滞在がビザ免除プログラムの期間である90日以内となる場合にも同様に当てはまる。香港での滞在期間ではなく、香港における活動内容がビザの要否を決定するからである。

香港におけるビザ関連の問題としてよく発生する問題を3つ挙げる。

（1）日本企業が、日本人のマネジャーを、貿易協会主催の会議への出席および当該日本企業の香港子会社における依頼者との会議への出席のために2週間香港に出張させる場合。

セミナーおよび会議への参加は、ビザなしで行うことができる活動とされていることから、本件の日本人マネジャーはビザなしで香港に出張することができる。

（2）日本企業が、採用したばかりの従業員を、当該日系企業の香港子会社によって行われる研修（レクチャー形式および実務研修形式）のために香港に出張させる場合。研修には、当該日系企業の世界各国のグループ会社で新規に採用された従業員が参加する。

香港で研修に参加または研修を行う場合には、ビジネス訪問には該当せず、ビザを取得する必要がある。本件の出張の目的は、新規に採用した従業員に、新規採用者

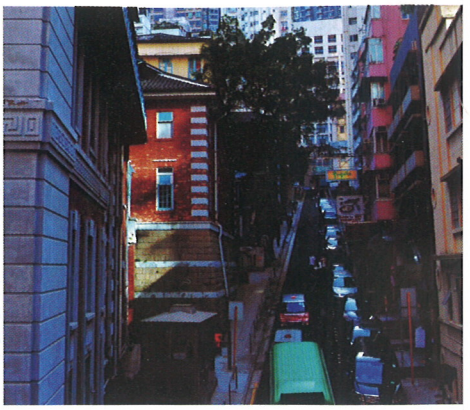

オリエンテーションおよび研修を受けさせることであるため、従業員は、香港子会社をスポンサーとする研修ビザ（training visa）を申請しなければならない。

（3）日本企業が、従業員である日本人のコンサルタントを業務のために3か月間香港に出張させる場合。香港における業務の間、コンサルタントは、当該日系企業から日本の従業員として給与の支払いを受けながら、クライアントに対してプロジェクトマネジメントサービスを提供する。コンサルタントは、香港ベースの業務およびサービスを提供するため、日本企業の香港子会社（または日系企業の香港における依頼者）をスポンサーとする就労ビザ（employment visa）を申請しなければならない。

プロジェクト期間が短期間である場合は、香港での滞在が90日間のビザ免除期間の対象となる期間より短気となる可能性があるが、本件では、香港ベースの業務はビジネス訪問には該当せず、ビザを取得することが必要となることに留意が必要である。

就労ビザ（employment visa）

就労ビザは、外国人が香港で就労する場合に必要となる。典型的な例は、香港企業が日本人をその業務執行者や営業担当者として雇用する場合などの、直接雇用のケースである。香港での就労を予定する日本人は、香港の雇用者のもとでの業務を開始する前に就労ビザを取得する必要がある。

海外企業に雇用された状態で香港で就労する場合にも、就労ビザは必要となる。例えば、日本人が香港子会社の業務執行者として勤務する場合で、日本の親会社との雇用関係は維持したままで、給与も日本の親会社から支払われることがあるが、このような場合、当該日本人は香港の就労ビザの取得が必要となる。仮に、当該日本人が、定期的に香港と日本を行き来し、毎回の香港での滞在期間がビザ免除プログラムの対象期間である90日以内となる場合であっても、香港におけるビジネス活動（業務執行者の職務に関連する活動）のために、就労ビザを取得する必要がある。

ビザが必要となるにも関わらずビザの取得を行わなかった場合、香港移民条例の違反となり、罰金および懲役を含む刑事罰の対象となる。香港移民条例において、香港で就労できない者（例えば、香港に訪問者として入境している外国人）を雇用した雇用主は最高で35万香港ドル（約460万円）の罰金および3年の懲役刑が科せられる可能性がある。ビザを取得せずにビザが必要となる活動を行った外国人は、最高で5万香港ドル（約66万円）および2年の懲役刑が科せられる可能性がある。

企業は、従業員の香港でのビザの申請のために十分な時間の余裕を持って準備を行うことが望ましい。ビザ申請のスポンサーとなる香港企業は、ビザの申請にあたり、ビザ申請を行う外国人が、香港では得ることのできない技術、知識および経験を有していることを示さなければならない。

この適格要件は、典型的には当該外国人が関連分野において学士またはそれ以上の学位を有していることならびに関連業務経験によって示される（業務経験期間の最低要件は存在しない）。

上述のとおり、香港は就労ビザを取得しようとする人材に対してオープンな政策をとっており、学士の学位を有していない外国人であっても、関連分野における数年間の勤務経験を示すことができれば、就労ビザが取得できることもある。

ビザの申請書類として、香港法人（ビザ申請のスポンサー）および外国人申請者は申請書のほかに添付書類を準備する必要がある。典型的には、香港法人の事業登録証（Business Registration Certificate）、監査済計算書類その他の香港法人の財務状況を示す書類および香港法人のビジネスバックグラウンドを説明した書類を提出し、香港入境事務所が香港法人のビジネスの概要や当該外国人従業員が香港で勤務する必要性を理解する一助とする。

また、雇用契約または出向契約（雇用形態による）および職位の概要など、外国人の香港における業務内容に関する書面が必要となる。さらに、ビザを申請する外国人のパスポートの写し、履歴書、学位を証する書類および従前の関連業務経験を示す、従前の雇用を証する書類など、ビザ申請者個人に関する書類も必要となる。

就労ビザ申請者の配偶者および18歳未満の子は、申請者との家族関係に基づき、家族ビザ（dependent visa）を申請することがで

きる。家族ビザの申請は複雑ではなく、家族としての要件を充足することを証明するために家族関係を証する書面（結婚証明書の写しや出生証明書の写しなど）が必要となる。

家族ビザを取得した子は、香港において学校に通うことができ、家族ビザを取得した配偶者は、他のビザを取得することなく香港において就労することができる。かかる点において、香港は配偶者を帯同するのに適しているといえる。

香港入境事務所が就労ビザの申請（家族ビザの申請を含む）の審査には、一般に、申請の日から約4週間から6週間を要する。就労ビザの申請者は、ビザの申請後、取得前に、ビジネス訪問者として香港に入境することができるが、ビザが取得できるまでは、香港において就労することは禁止される。

香港の就労ビザを取得した外国人は、当該就労ビザのスポンサーとなっている雇用主のためにのみ就労することができる。したがって、外国人が香港において転職した場合には、新しい雇用主をスポンサーとする就労ビザの変更申請を行わなければならず、かかる変更申請が許可されるまで新しい雇用主のために就労してはならない。

投資移民ビザ（Capital Investment Entrant Scheme for Investors）

投資移民ビザは、香港において1000万香港ドル（約1億3200万円）以上の資本投資を行った投資家に与えられるビザである。投資移民ビザを保有している投資家（ならびにその配偶者および未成年の子）は香港に居住することができる。投資移民ビザ保有者は、香港において就労することができるが、香港における就労は投資移民ビザを維持するための要件ではない。

投資移民ビザ取得のための主たる要件は、（1）投資移民ビザの申請前2年間、1000万香港ドル（約1億3200万円）以上の純資産に対する完全な権利を有していること（香港にあるか海外にあるかを問わない）および（2）ビザ申請から6か月以内またはビザの取得の条件付き許可の取得から6か月以内に、投資対象となる資産（株式、社債、定期預金、劣後債および適格集団投資スキーム）に対して1000万香港ドル（約1億3200万円）以上を一回または数回にわたって投資することが必要である。不動産は、2010年10月以降投資対象となる資産から除外されている。

投資移民ビザを維持するためには、投資家は香港における投資を維持しなければならない。投資資産を払い戻す場合には、投資移民ビザの維持ができないことに留意が必要である。

香港永住権（Hong Kong Permanent Residency）

上述した就労ビザおよび投資移民ビザを保持し続けることによって、香港永住権を得ることが可能となる。永住権取得の適格要件として、申請者は、申請の直前に継続して7年間、香港に居住する（適法に、自発的に、かつ教育・ビジネス・就労または居住等の目的のために居住する）必要がある。

一時的に香港を離れることは差し支えない。香港入境事務所は、7年間の間に実際に香港を離れていた期間を含めた全ての状況を考慮の上、7年間の居住要件を満たすか否かを検討する。

その際の検討要素としては、香港を離れていた期間について、その理由、期間および頻度、香港における常居所またはそれに類する香港とのつながりの維持、香港ベースの企業による雇用、配偶者および子を含む家族のメンバーの場所ならびに香港租税の支払い実績などが挙げられる。

例えば、日本人が2009年1月に東京から香港に移動して、7年間継続して香港企業をスポンサーとする就労ビザを取得して就労した場合、当該日本人は2016年1月に香港永住権を申請することができる。7年間の間に勤務先を一回以上変更した場合であっても、就労ビザを7年間継続して保有している限り、永住権の申請資格を有する。

※本稿の内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。ご質問等ございましたら、メイヤー・ブラウンJSM中村秀夫までお問い合わせください。

※翻訳協力：中村秀夫（香港のメイヤー・ブラウンJSM）、岡田早織（西村あさひ法律事務所より香港のメイヤー・ブラウンJSMに出向中）。